

科目名	債権各論	科目分類	■専門科目群（第1グループ） □総合科目群（第2グループ）
			法律学科 □必修 ■選択
			観光学科 □必修 ■選択
英文表記	Civil Law (Particular Claims and Obligations)	開講年次	□1年 ■2年 □3年 □4年
ふりがな	かわぐち まこと	開講期間	□前期 ■後期 □通年 □集中
担当者名	川口 誠	修得単位	4単位
授業のテーマ	民法の債権法をマスターしよう ― その2（契約、事務管理、不当利得、不法行為）		
授業概要	民法の財産法分野のうち、債権法領域で、前期の債権総論（債権編 第1章総則）に続いて、いわゆる債権各論（第2章から第5章）を学びます。債権の発生原因から、契約一般、各種の典型契約、非典型契約、そして事務管理、不当利得、不法行為が範囲です。各種の債権の特殊性が対象です。カリキュラム上は選択科目ですが、民法を学ぶということでは必修と言ってよいと思います。		
到達目標	債権各論の基礎的な内容、関連する判例・学説を理解し、公務員試験などの過去問が解ける。		
授業時間外の学習	まずテキストの通読（最後まで）。つぎに毎回の授業前に、前回部分を復習し、予定の部分に目を通しておくこと。法律関連職を希望する学生は、あわせて「民法判例百選」、「民法の争点」の該当、関連部分を学ぶことが理想。		
履修条件	1年で「民法入門」、民法総則を履修し、2年で債権総論、物権法を履修していることが望ましい。		
授業計画			
第1回	ガイダンス 債権の発生原因	第17回	典型契約 貸借借1
第2回	契約の意義、分類、原則（契約自由の原則）	第18回	貸借借2
第3回	契約の成立1	第19回	雇用 請負1
第4回	契約の成立2	第20回	委任
第5回	契約の成立3	第21回	その他の典型契約
第6回	同時履行の抗弁権1	第22回	非典型契約 混合契約
第7回	同時履行の抗弁権2	第23回	事務管理
第8回	危険負担	第24回	不当利得
第9回	第三者のためにする契約	第25回	不法行為の意義 一般の不法行為1
第10回	解除	第26回	一般の不法行為2
第11回	典型契約 贈与	第27回	特殊の不法行為1
第12回	売買1	第28回	特殊の不法行為2
第13回	売買2	第29回	不法行為の効果1
第14回	売買3	第30回	不法行為の効果2
第15回	消費貸借1	第31回	定期試験
第16回	消費貸借2 使用貸借		
テキスト	藤岡ほか著『民法IV ―債権各論[第4版]』（有斐閣Sシリーズ）		
参考文献・資料	適宜指摘します。プリントも配布の予定。		
成績評価の方法	試験70%、小テスト・レポート20%、授業態度10%で、総合評価。		
成績評価基準	【平成27年度（2015）以前に入学した学生】 優(100～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下) 【平成28年度（2016）以降に入学した学生】 秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)		

	※出席回数が規定に満たない場合、試験を受けることができません。
オフィスアワー	毎週火曜日 10:20-12:10、木曜 13:00-14:30
学生への メッセージ	債権法は、契約や不法行為など、日常生活や社会生活上たいへん重要な分野です。就職（とくに公務員試験）でも大切ですが、社会に出てから役立つ分野ですので、しっかり学んで下さい。